

学校法人身延山学園役員等の報酬および退職金等の規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人身延山学園（以下「本学園」という。）理事、監事および評議員の報酬、手当および退職金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等報酬)

第2条 理事、監事および評議員の報酬は、手当とする。

2 前項に拘わらず、週のうち曜日を定めて勤務するものの報酬は、役員報酬とする。

(手 当)

第3条 理事、監事および評議員の勤務1日あたりの手当は、次の通りとする。但し、本学園の教職員並びに宗教法人身延山久遠寺に勤務するものには支給しない。

勤務1日あたり 10,000円

(交通手当)

第4条 理事会・評議員会・監査の際の理事、監事および評議員の交通手当は、交通実費（特急券、指定券、グリーン券含む）を支払うものとする。

2 前項に拘わらず、理事会・評議員会・監査を身延町内で開催する際の交通手当は、本学園の教職員並びに宗教法人身延山久遠寺に勤務するものには支給しない。

(退 職 金)

第5条 理事、監事および評議員には退職金は支給しない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議を経なければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要と認めることは理事長が定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日より施行する。

この規程は、平成22年1月26日より改正これを施行する。

この規程は、平成26年4月1日より改正これを施行する。